



十六銀行

2025年4月1日

お知らせ

キャッシュカードの再発行ならびに解約時における カードのお取り扱い方法の変更について

十六フィナンシャルグループの十六銀行（以下「当行」といいます。）は、これまでキャッシュカードの再発行ならびに解約時において、お客さまのカードを回収する手続きとしておりましたが、キャッシュカードを第三者に渡すことにより発生する被害を防止する観点から、カードを回収しない手続きといたしましたので、下記のとおりお知らせします。

当行は、今後も、お客さまの財産を守る取組みを続け、昨今多発する特殊詐欺の未然防止に努めてまいります。

記

1. 変更日

2025年4月1日（火）

2. 内容

キャッシュカードの再発行ならびに解約時の手続きにおいて、お客さまのキャッシュカードを回収いたしません。

※ キャッシュカードは、お客さまご自身により磁気ストライプ・ICチップを切断のうえ廃棄をお願いします。

以 上